障福　第1145号

平成30年５月１日

各指定障害福祉サービス事業者

各指定障害者支援施設

各指定障害児通所支援事業者　　代表者　様

各指定障害児入所施設

各指定相談支援事業者

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部

障害サービス担当課長

（公印省略）

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について（通知）

日ごろより障害保健福祉施策の推進に御理解・御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、この度、下記の条例及び規則の一部を別紙のとおり改正し、平成30年４月１日から施行しましたので通知します。

つきましては、条例改正及び規則改正の概要は次のとおりですので、内容を御了知いただき、条例の趣旨に沿った適切な事業運営をされるようお願いします。

記

１　一部改正を行った条例及び規則

* 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第７号）
* 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第９号）
* 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年神奈川県規則第15号）
* 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第11号）

・ 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第10号）

* 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第８号）
* 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年　神奈川県条例第５号）

２　指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正の概要（別紙1-1～別紙1-3）

（１）指定居宅訪問型児童発達支援に係る基準の新設

重度の障害のために児童発達支援事業所等に通所することが困難な障害児に対し、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のための訓練等を行う指定居宅訪問型児童発達支援の事業に係る基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準を定めた。（第81条の２～第81条の９関係）

（２）共生型障害児通所支援に関する基準の新設

共生型児童発達支援又は共生型放課後等デイサービスの事業を行う指定生活介護事業者、指定通所介護事業者等及び指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準を定めた。（第55条の２～第55条の５、第78条の２関係）

（３）指定児童発達支援等、指定医療型児童発達支援及び指定放課後等デイサービスに係る人員に関する基準の見直し

ア　指定児童発達支援及び基準該当児童発達支援に係る人員に関する基準について、指定放課後等デイサービスと同様に、置くべき従業者を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者とし、そのうちの半数以上を、児童指導員又は保育士としなければならないこととした。（第６条第１項第１号・第２項・第５項及び第６項、第56条第１項第１号・第３項関係）

イ　人員に関する基準中、「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）」に改めた。（第６条第３項第２号、第７条第４項第１号、第63条第１項第４号、第73条第３項第２号関係）

ウ　主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスに係る人員に関する基準中「機能訓練担当職員」について、機能訓練を行わない時間帯については、置かないことができることとした。（第６条第３項、第73条第３項関係）

（４）指定児童発達支援事業者への自己評価等に基づく支援の質の改善及びその状況の公表の義務付け

指定児童発達支援事業者は、支援の質について自ら評価を行うとともに、障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図り、１年に１回以上評価の結果及び改善の内容を公表しなければならないことを規定した。（第27条第４項及び第５項関係）

（５）指定児童発達支援事業者への情報提供の義務付け

指定児童発達支援事業者は、利用しようとする障害児が適切かつ円滑に利用できるよう、実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならないことを規定した。（第49条第１項関係）

（６）その他所要の規定の整備を行った。

（７）経過措置

この条例の施行の際現に指定を受けている指定児童発達支援事業者及び現に基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者に係る従業員の員数に関する基準の適用については、平成31年３月31日までは、なお従前のとおりとすることとした。

３　指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正及び同条例施行規則改正の概要（別紙2-1～別紙2-3及び別紙3-1～別紙3-3）

（１）指定就労定着支援事業に係る基準の新設

就労に向けた支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対し、就労の継続を図るために必要な支援を行う指定就労定着支援事業に係る基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準を定めた。（第194条の２～第194条の12関係）

また、同条例施行規則に就労に向けた支援として生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を規定するとともに、就労定着支援の期間を３年間とした。（規則第６条関係）

（２）指定自立生活援助事業に係る基準の新設

施設入所支援や共同生活援助を受けていた障害者等が、居宅における自立した日常生活を営めるよう定期的な訪問等により相談・助言等の必要な支援を行う指定自立生活援助事業に係る基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準を定めた。（第194条の13～第194条の20関係）

（３）日中サービス支援型指定共同生活援助事業に係る基準の新設

常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助を行う日中サービス支援型指定共同生活援助事業に係る基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準を定めた。（第201条の２～第201条の11関係）

（４）共生型障害福祉サービス事業に係る基準の新設

ア　共生型居宅介護又は共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者に係る基準を定めた。（第44条の２～第44条の４関係）

イ　共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等、指定通所介護事業者等及び指定小規模多機能型居宅介護事業者等に係る基準を定めた。（第95条の２～95条の５関係）

ウ　共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等及び指定小規模多機能型居宅介護事業者等に係る基準を定めた。（第110条の２から第110条の４関係）

エ　共生型自立訓練（機能訓練・生活訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等及び指定小規模多機能型居宅介護事業者等に係る基準を定めた。（第149条の２から第149条の４及び159条の２～159条の４関係）

（５）指定生活介護事業者等が行う支援に職場への定着のための支援の実施を新設

指定生活介護事業者等は、障害者の職場への定着を促進するため、生活介護等を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対し、就職した日から６月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならないことを規定した。（第87条の２、第149条及び第159条関係）

（６）指定就労移行支援事業者が行う支援に通勤のための訓練の実施を新設

指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通勤することができるよう、訓練を実施しなければならないことを規定した。（第167条の２関係）

（７）指定自立訓練（機能訓練・生活訓練）に係る対象者要件の削除

指定自立訓練（機能訓練・生活訓練）について、障害種別によらず利用できるものとするため、対象者要件に係る規定を削除した。（第142条及び第152条関係）

（８）指定共同生活援助事業所等において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例に係る期間の延長

重度の障害者が指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例を平成33年３月31日まで延長するとともに、新設された日中サービス支援型指定共同生活援助事業所についてもこの特例を適用する旨を定めた。（附則第６項及び第７項関係）

（９）その他所要の規定の整備を行った。

４　障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の概要（別紙4-1～別紙4-3）

（１）生活介護事業者等が行う支援に職場への定着のための支援の実施を追加

生活介護事業者等は、障害者の職場への定着を促進するため、生活介護等を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対し、就職した日から６月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならないことを規定した。（第43条の２、第55条及び第60条関係）

（２）就労移行支援事業者が行う支援に通勤のための訓練の実施を追加

就労移行支援事業者は、利用者が自ら通勤することができるよう、訓練を実施しなければならないことを規定した。（第64条の２関係）

（３）自立訓練（機能訓練・生活訓練）に係る対象者要件の削除

自立訓練について、障害種別によらず利用できるものとするため、対象者要件に係る規定を削除した。（第51条及び第56条関係）

（４）その他所要の規定の整備を行った。

５　指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正の概要（別紙5-1～別紙5-3）

（１）指定障害者支援施設の従業者の員数及び設備に関する特例の削除

指定障害者支援施設が福祉型指定障害児入所施設の指定を受け、施設障害福祉サービス及び指定入所支援を同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例に定める人員及び設備に関する基準を満たすことをもって人員及び設備に関する基準を満たしているとみなすことができる規定を削除した。（改正前の第６条及び第10条関係）

（２）その他所要の規定の整備を行った。

（３）経過措置

この条例の施行の際、現に指定を受けている指定障害者支援施設に係る従業者の員数及び設備に関する特例の適用については、平成33年３月31日までは、なお従前のとおりとすることとした。

６　指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正の概要（別紙6-1～別紙6-3）

（１）指定福祉型障害児入所施設の人員基準の変更

指定福祉型障害児入所施設の人員基準について、看護師を看護職員に改めた。（第５条第１項第２号関係）

（２）指定障害者支援施設の従業者の員数及び設備に関する特例の削除

指定福祉型障害児入所施設が指定障害者支援施設の指定を受け、指定入所支援及び施設障害福祉サービスを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例に定める人員及び設備に関する基準を満たすことをもって人員及び設備に関する基準を満たしているとみなすことができる規定を削除した。（改正前の第５条第４項及び第６条第６項関係）

（３）その他所要の規定の整備を行った。

（４）経過措置

この条例の施行の際、現に指定を受けている指定福祉型障害児入所施設に係る従業者の員数及び設備に関する特例の適用については、平成33年３月31日までは、なお従前のとおりとすることとした。

７　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の概要（別紙7-1～別紙7-3）

（１）福祉型障害児入所施設及び福祉型児童発達支援センターの人員基準について、看護師を看護職員に改めた。（第67条及び第81条関係）

問合せ先

障害福祉課

事業支援グループ　岡崎

電話　045-210-4717(直通)

施設指導グループ　中村

電話　045-210-4725(直通)